

Ottawa, October 7, 2003

CUSTOMS NOTICE N-542

事前商業情報 - 電子データ交換 (EDI) 貨物及び運搬器報告

Advance Commercial Information – Electronic Data Interchange (EDI) Cargo and Conveyance Reporting

1. これは、事前商業情報イニシアティブ (ACI : Advance Commercial Information Initiative) の実施計画を通知し、施行日及び、Elinor Caplan 国家歳入大臣閣下によって 2003 年 4 月に発表された 24 時間前貨物事前通知を含む本イニシアティブの詳細に関する情報を提供するものである。
2. カナダ産業界が受け入れるだけでなく保証もする方向で確実に本イニシアティブを進めるため、本イニシアティブの概念と開発を巡ってビジネス及び貿易業界との広範な協議を実施した。
3. ACI は、2004 年 4 月 19 日に海上輸送から開始し、段階的に実施していく。鉄道、航空及びハイウェイなど他の輸送モードに対する実施スケジュールは将来の Customs Notice で発表される。ACI 実施の本段階においては、海上貨物に対する貨物補助報告手続¹ (例：ハウス - B/L、再マニフェスト (re-Manifest) 要約) についての変更はない。強制的電子貨物補助報告手続を電子的に行なうことの義務化は、他のモード実施後、あるいは実施に伴って順次導入される。
4. ACI の下では、CCRA²が不明の貨物あるいはハイリスク貨物を特定できるよう、船社及びフォワーダーは、貨物及び運搬器のカナダ到着前の定められたタイムフレーム内に電子的に貨物及び運搬器 (Conveyance) データを報告する。
5. 事前電子運搬器・貨物報告は、米国で船積みされた貨物のみを積載したカナダ向け船舶については、将来の ACI 段階まで義務付けられない。現状の運搬器・貨物報告要件はこれら船舶および貨物については今後も受け付けられる。

海上貨物報告

Marine Cargo Reporting

6. 船社または代理店は貨物・運搬器データを、「Participants Requirement Document」の規定にしたがって送信する。フレイトフォワーダーも、ある種の貨物情報を電子的に

¹ secondary cargo reporting procedure

² Canada Customs and Revenue Agency

CCRA へ送信することが認められる。「Participants Requirement Document」及び関連情報は下記で入手できる。

Manager
Electronic Commerce Unit
15th Floor
Sir Richard Scott Building
191 Laurier Ave. W.
Ottawa ON K1A 0L5

電話：1-888-957-7224

7. 船社あるいはフレイトフォワードが、情報の電子送信要件を遵守できない場合、当該船社あるいはフレイトフォワードは、他の団体によって CCRA へ情報を電子送信できるよう手配しなければならない。

8. 貨物データは、出荷についての完全で正確な説明を含むものとなる。「Freight of all kind」、「general merchandise」、「shipper's load and count」、「said to contain」などの一般的な記述、及び他の同様の記述については、より詳細な記述が提供されるよう求められる。

9. カナダ行き船舶に船積みされる貨物コンテナに積載された商品について、当該商品をカナダに輸送する船舶に当該商品を船積みする少なくとも 24 時間前に、当該商品に属するデータが電子的に CCRA へ送信されなければならない。

10. カナダ行き船舶に船積みされたバルク貨物について、少なくともカナダ到着の 24 時間前に CCRA へ求められる情報が、電子的に送信されなければならない。

一般的に、バルク貨物とは、固定的でなく（loose）あるいは大量（mass）で、中間的な収納あるいは梱包手段を用いることなく、大型コンテナあるいは輸送ユニットなどの恒久的な構造物によってのみ収容される貨物である。

この定義は、米国税関・国境保護局によって与えられているバルク貨物の意味と調和している。

11. 9 項、10 項で記述されている以外の商品について、CCRA によって別に許可されていない場合は、カナダへ当該商品が輸送する船舶へ当該商品を船積みする少なくとも 24 時間前に CCRA へデータは電子的に送信されなければならない。許可されている場合には、当該貨物に関する情報は、少なくともカナダ到着の 24 時間前に CCRA へ電子的に送信されなければならない。当該許可リクエストは下記へ提出すること：

Manager
Carrier and Cargo Policy
Operational Policy and Coordination Directorate
8th Floor
Sir Richard Scott Building
191 Laurier Ave. W.

Ottawa ON K1A 0L5

許可リクエストで提出される情報は以下を含む。船社名と船社コード；出荷される商品の出所（source）身元（identity）梱包あるいはバンドリングの方法；外国及び国内両方の寄港地；船社がブレイクバルク貨物を輸送するのに使用している船舶番号、船舶名とその船舶 IMO³番号；船社の輸入者と荷主のリストで、Partners in Protection(PIP)のメンバーを全て明らかにするもの。

12. 船社は、シャトルサービスと考えられる空のコンテナを報告する。その場合には個々の運搬器及び航海に対して船社の責任の下でそうしたコンテナを全てリストする。かかる空のコンテナに係わるデータは、外国の最後の積み込み港を出発する少なくとも 24 時間前に CCRA へ電子的に送信しなければならない。

13. 貨物輸送または発送契約を結び、かつ外国港で船舶へ積み込むためにそれら商品を船社に配送あるいは配送手配するフレイトフォワードは、船社あるいはその代理店に一定の情報を開示することを望んではない。かかる場合に、CCRA の割当てコードをプロセスしているとき、フレイトフォワードはこの情報（補足情報として知られる）を、9 項、10 項、11 項で規定されているタイムフレーム内に、直接 CCRA へ電子的に送信できる。

14. 電子送信目的で船社コードだけを求めるフレイトフォワードは、Carrier and Cargo Policy(電話番号：(616) 954-7081)へ電話して詳細情報を入手できる。

15. 貨物データが送信される対象として 9 項、10 項で言及されている商品が、カナダ到着前に船舶から撤去され、次いでカナダへの輸送目的で他の船舶に積み込まれるならば、貨物データは、あらためて、カナダへ当該商品を輸送する船舶に積み込まれる少なくとも 24 時間前に CCRA へ電子的に送信されなければならない。

16. 米国以外の国で積み込まれた全ての商品で、第三国（米国を含む）向けでカナダを経由する（Freight Remaining on Board(FROB)）商品は、9 項、10 項、11 項に規定されているタイムフレーム内に貨物情報を提供するという要件を遵守しなければならない。

17. 貨物データの変更は、判り次第直ちに通知されなければならない。殆どのデータ修正は、当該船舶がまだ出港していないならば、24 時間のクロックが再スタートすることになる。

貨物情報の修正は、関税法（Customs Act）のサブセクション 20(2)に規定されているように、当該商品についての関税納付責任が船社から移転するまでいつでも電子的に行なえる。一旦納付責任が移転した場合には、その後のいかなる修正も CCRA へ文書で提出されることになる。

データ送信

Data Transmission

³ International Maritime Organization

18. システム・エディットの規則を満たしている送信を受け取って直ちに、CCRA は受取確認メッセージを発行する。当該送信がシステム・エディット規則を満たしていない場合は、CCRA は拒否確認メッセージを発行する。

19. 受取確認メッセージが受信されない場合、船社 / フレイトフォワードerは、貨物報告について上記で規定されているタイムフレーム内に、運搬器 / 貨物の修正データを再送信しなければならない。

20. 補足データインディケータ⁴（「Participants Requirement Document」参照）が補足情報が提出されるべきことを確認した場合、貨物報告について、推定積込み日時が、リスクアセスメント開始のための積込みの 24 時間前タイムフレーム決定のために用いられる。補足情報が推定積込み日時の 24 時間前までに受け取られなければ、CCRA は当該貨物についての拒否メッセージを生成する。補足データは船社の貨物報告に先立って提出することができることに注意すべきである。

21. 補足データインディケータがいかなる補足データも必要ないと確認した場合には、CCRA は、送信された貨物データを受け取ってから 24 時間以内にリスクアセスメント・プロセスを完了する。

22. いかなる補足データも必要としない場合に 24 時間以内に、あるいは補足データを必要とするならば推定積込み日時に、CCRA が「Hold for Examination」または「Hold for More Information」メッセージを発行しない場合には、船社は積込みを進めてよい。

23. 船社が「Hold for More Information」メッセージを受け取った場合には、当該メッセージで要求されている情報が、当該貨物に適用されるタイムフレーム内に CCRA に送信されなければならない。いったん、CCRA が船社 / フレイトフォワードerから受け取った情報に満足すれば、ホールドが解除されたことが船社に伝えられる。

24. 船社が「Hold for Examination」メッセージを受け取った場合、外国の積込み港税関当局が検査準備のために然るべき団体へコンタクトする。

25. カナダへ到着後直ちに、特定されているコンテナ / 船積み貨物が検査のために、あるいは追加情報提出のためにホールドされる。いくつかの状況において、追加情報の提出、または健康・安全・セキュリティ問題が未提出の場合には、CCRA は「積み下ろし不許可」メッセージを発行できる。

海上運搬器報告

Marine Conveyance Reporting

26. 運搬器データは、船舶、そのキャパシティ、スケジュール、ルート情報を明らかにす

⁴ Supplementary Data Indicator

る詳細を含むものとする。

27. カナダ行きの全ての船舶、及び上記 9 項で記述されている輸送商品について、運搬器データは、最後の外国の積込港出発から 24 時間以内に CCRA へ電子的に送信されなければならない。

28. カナダ行きの全ての船舶、及び上記 10 項で記述されている輸送商品について、運搬器データは、船舶のカナダ到着の少なくとも 24 時間前に CCRA へ電子的に送信されなければならない。

29. カナダ行きの全ての船舶、及び上記 11 項で記述されている輸送商品について、運搬器データは最後の外国の積込港出発の 24 時間以内に CCRA へ電子的に送信されなければならない。カナダ到着の少なくとも 24 時間前に貨物データを送信する許可が商品に付与されている場合、運搬器データは、船舶のカナダ到着の少なくとも 24 時間前に CCRA へ電子的に送信されなければならない。

30. カナダ行きの全ての船舶、及び上記 9 項、10 項、11 項で記述されている輸送商品について、運搬器データは、輸送される商品について規定されている中で最も早い（すなわち最長の）タイムフレーム内に CCRA へ電子的に送信されなければならない。例えば、コンテナ貨物とバルク貨物の両方を輸送する船舶について、運搬器データは外国の最後の積込港出発から 24 時間以内に CCRA へ電子的に送信されなければならない。

31. コンソーシアムの場合には、マスター船社が、船舶への運搬器報告提出に責任を有する。コンソーシアムメンバーが貨物データを送信できるよう全てのコンソーシアム・メンバーに、運搬器報告番号（Conveyance Report Number）を定められた時間枠内に知らせるのはマスター船社の責任となる。

32. 事前に提出された運搬器情報の変更は、当該船舶のカナダ到着前のどの時点でも電子的に送信できる。

その他の情報

Other Information

33. ACI に基づく事前申告要件に対して遵守違反があった場合には、罰則の適用あるいは関税法（Customs Act）に基づく制裁の結果となることもある。

34. 輸出貨物 / 運搬器データの電子送信は、「Participants Requirement Document」に概要が述べられているように、ACI の実施とともに促進される。輸出プロセスに関する質問は下記宛先に送りたい：

Export Process Division
191 Laurier Ave. W.
Ottawa ON K1A 0L5

電話：613 394-7160

FAX：613 946-0241

Email：EXPORTS.CTAB@CCRA-ADRC.GC.CA

35. 全てのモードに対する EDI 貨物データ報告の義務化の実施後あるいは同時に、リリースデータの電子送信が、全ての商品に対する HS 分類とともに義務化される。

36. 事前商業情報（ACI）及び 24 時間ルール要件についての質問とコメント文書は下記宛先に送られたい：

Manager
ACI Program and Policy Development
Advance Commercial Information Division
Major Project Design and Development
Customs Branch
8th Floor
Vanguard Building
191 Laurier Avenue West
Ottawa ON K1A 0L5

電話：(613) 954-7077

FAX：(613)957-9562

以上